

番号	①
項目	申請用紙をカウンターに置き、申請の３要件があれば、申請を受理すること。
(回答) 保護の申請については、申請の意思が確認できれば申請書を交付し、受理しているところです。 申請書については必要な方は受付面接担当員からお渡しすることとしています。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	②
項目	保護の決定は、必要即応の原則に基づき、速やかに行うこと。 十四日以内の法定期限を厳守し、遅れた場合は文書で理由を示すこと。
(回答) 保護の決定は迅速に行うよう心がけておりますが、法定期限である 14 日を超える場合には「法第 24 条第 6 項」のとおり、通知書に決定が遅れた理由を記載しております。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	③
項目	現状では、初回の保護費支給が遅れるため、保護受給までの必要な生活費を貸し付けること。
(回答) 公的給付又は公的貸付から支給決定を受けた方が、その支払日までに緊急に資金を必要とする場合に、その世帯の援護をすることを目的とした緊急援護資金の貸付制度があり、生活保護申請決定から支給までのつなぎ資金としての貸付も対象となっています。 更生援護資金も活用しながら対応しています。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	④
項目	8050 問題と言われるひきこもりの人が増えており、申請時での検診命令を行わないこと。 引きこもりの人への就労指導は行わないこと。
(回答) 申請者個々の実情をお聞きした上で、病状や稼働能力の把握が早急に必要の方々に、十分な説明をしたうえで受診していただいています。 被保護者等の実情を把握したうえで、稼働能力活用の可否を適切に判断し、十分な説明をしたうえで進めてまいります。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑤
項目	指導指示は、生活保護の精神に基づき、保護世帯の意志を尊重すること。
(回答) 指導指示は、生活保護法の目的である自立への支援を行う中で、被保護世帯に対しケースワーカーによる病状や家庭状況の把握などに基づき、実施機関が行うものです。 今後とも指導指示については、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めてまいります。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑥
項目	住宅扶助は、実態にあったものにすること。
(回答) 住宅扶助基準額につきましては、国において各地の実態に沿って定められております。 国において定められた保護の基準範囲内で、必要と認められる額を支給額として決定しています。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑦
項目	公営住宅が当選した場合は、現状より家賃が下がれば敷金と転居費用を支給すること。
(回答) 現行の保護の実施要領では、公営住宅入居を理由として敷金等を支給する取扱いはありません。しかし、現住居の家賃額より低額となりかつ転居することが当該世帯の自立更生に資すると認められる場合は敷金を支給する場合があります。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑧
項目	熱中症予防の観点から、クーラーのない世帯に無条件に一時扶助で設置費用を支給すること。
(回答) 生活保護受給世帯のエアコン（冷房器具）の設置費用について、生活保護制度において、次官通知第7に該当する被保護世帯が対象となっております。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑨
項目	難聴による補聴器の購入の一時扶助を実施すること。
(回答) 治療材料の種類は生活保護制度によって決まっており、補聴器は含まれておりません。しかしながら障がい者の制度に基づき給付される制度がありますので、補聴器や障がい者手帳の取得等の申し出があった場合は、担当窓口をご案内いたします。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑩
項目	夏期加算を創設するよう、国に具申すること。
(回答) 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑪
項目	大阪市は夏と冬の見舞金（一時金）を復活すること。
（回答） 夏季と歳末の見舞金は、一定の目的を達成したものとして平成 16 年度末に廃止いたしましたので、復活させることは困難です。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑫
項目	生活に必要とする自動車やバイクは、保有を認めること。
(回答) 自動車やバイクの保有については、実施要領に沿って、その範囲内で保有を認めているところです。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑬
項目	有期保護や医療費の一部負担の導入を国に具申しないこと。
(回答) 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑭
項目	生活保護世帯に国保加入をさせないこと。
(回答) 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑮
項目	マイナンバーを強要しないこと。
(回答) 法改正により、病院や診療所等を受診する際、原則としてマイナンバーカードが必要となることから、取得勧奨の取り組みを行っていますが、取得は強制ではなく、取得していない方は医療券での受診となります。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑩
項目	通院移送費と求職活動での交通費は、実費支給すること。
(回答) 通院のための移送費については、国の通知に基づき、従前と同様、給付要否意見書等の挙証資料及び嘱託医の審査結果により、必要性及び支給額を判断して、給付決定を行います。なお、費用については、必要最小限度の実費の額とされています。 求職活動に必要な交通費については、実施機関の指示又は指導を受けて、熱心かつ誠実に努力した場合は支給することができます。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑰
項目	資産申告書の提出は強要しないこと。 提出しないからといって、保護を打ち切らないこと。
(回答) 資産については少なくとも 12 箇月ごとに申告していただく必要がありますので、趣旨を説明のうえご理解をいただき、資産申告書を提出していただきます。 なお、資産申告書を提出していただく際には、資産の取扱い等、適切に説明しております。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑮
項目	葬祭扶助については、親族・遺族に周知徹底すること。
(回答) 相談のあった親族・遺族の方に対して、葬祭について困窮する状況であれば生活保護法第 18 条に基づく葬祭扶助があること、またその申請についても適切な説明をしております。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑪
項目	級地の見直しをしないこと。するのであれば、級地をなくすこと。
(回答) 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	②⑩
項目	ケースワーカーは、福祉専門職採用し、国基準に増やすこと。 ケースワーカーの民間への外部委託はしないこと。
(回答) 福祉職員については、大学卒程度の福祉職員の採用に加え、社会人経験を有する者を即戦力の福祉職員として採用するなど、その増員に努めているところです。 職員の配置につきましては、段階的に配置基準の見直しなどにより体制の充実を図ってきており、稼働年齢層の自立支援に重点を置くとともに、高齢世帯に関しては最低生活の保障や見守りを中心とした支援を行い、家庭訪問については大阪市会計年度任用職員が行っております。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872